

鳥取市水産物魅力発信応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市水産物魅力発信応援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市で漁獲される水産物の認知度を高め、市内外に対し情報発信する事業の実施を支援するため、補助金を交付し、もって本市水産業の振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費に同表第4欄に定める率を乗じて得た額又は同表第5欄に定める額のいずれか低い額以下とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

2 第4条の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1項第1号及び第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書に添付する同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
賀露白いか祭り	賀露白いか祭り実行委員会	打合せ等に要する経費、PR資材作成費、広告料、消耗品及び資材等の購入費、各種イベント開催に係る経費、委託料、借上料	1 / 2	600,000円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市水産物魅力発信応援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内容	補助対象 経費 (算定基準額) A+B	負担区分	
			鳥取市 (A)	自己財源 (B)
		円	円	円
合計				

(注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 実績報告には事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取市水産物魅力発信応援事業計画予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
	(本年度決算額)	(本年度予算額)	増	減	
鳥取市 補助金	円	円	円	円	
自己財源					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
	(本年度決算額)	(本年度予算額)	増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類